

株式会社新冷熱技研

[事業実施テーマ]

法令遵守と品質保証の両方を兼ねた環境試験器等の 新たなメンテナンスサービスの展開

企業紹介



環境試験器のアフターサービスに東奔西走の馬場勝人社長

環境試験器のアフターサービスを展開 顧客が希望する温湿度環境を作り出す

当社の代表取締役・馬場勝人氏は、環境試験メーカーのアフターサービスマン、さらにサービスセンター長として在職した後、その経験を活かして『中部地域で環境試験器のアフターサービスを手掛けていこう』と、平成27年12月に資本金250万円で株式会社新冷熱技研を創業した。

その事業内容は、冷凍機・加湿器・加湿ヒーター等の温度や湿度を精密に制御し、顧客が希望する温湿度環境を作り出す環境試験器の技術アフターメンテナンスである。

具体的には、産業用冷熱機器や厨房冷熱機器等の“点検・修理・改造・定期メンテナンス・温調器校正・フロン冷媒の破壊処分と再生処理”で、現在は、静岡県・愛知県・三重県・岐阜県・長野県・埼玉県・鳥取県・香川県の8県に対して、第一種フロン類充填回収業者登録を行っている。

当社では、「迅速」「的確」「丁寧」をモットーに、「安心・安全」「合意・納得」をもって、顧客からの「信用」「信頼」を目指し、そのサービスを展開している。

取り組みの経緯



試験装置のメンテナンス

様々な気象環境を創り出す環境試験器 法令改正への対応が求められる顧客

環境試験器は、様々な気象環境条件(温度・湿度・気圧・光・風・塩)を装置内に設けた槽内に創り、その中に入れた試験体が、創出環境下で十分作動(機械の動作・品質保証、食品の消費期限、薬の保存環境下における人体への有害性、衣料品の耐久性・着心地、化学変化の発生温度・湿度等)するか、またどこに問題点があるのかを抽出するために利用されるものであり、当社では「温度」と「湿度」に特化した試験装置のメンテナンスを行っている。

環境試験器のメンテナンスにおいては、平成27年4月1日施行の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」等、関係法令の改正により法令遵守が強化されているが、試験器を取り扱う中小事業者においては、その対応が遅れているのが現状である。

当社では、これら中小事業者に対して“法令基準を満たす新たなメンテナンスサービスの開始”を図るため、今回、「法令遵守と品質保証の両方を兼ねた環境試験器の新たなメンテナンスサービスの展開」をテーマに本事業に取り組むこととなった。

[会社概要]

- 代表者名／代表取締役 馬場勝人
- 所在地／〒434-0038 浜松市浜北区貴布祢 2262 番地
ミルキーウェイ 101
- 取材地／〒434-0003 浜松市浜北区新原 2810-1
- 設立年月／平成 27 年 12 月
- 資本金／2,500,000 円
- TEL／053-443-7506
- URL／<http://shin-reinetsu.com/>



取り組みの内容



フロン排出抑制法に遵守したメンテナンスサービスを確立

国際基準に準拠した測定器の導入により 法令を満たすメンテナンスサービス確立

当社の顧客が取り扱っている超低温特殊冷凍機には、特殊冷媒(超高压フロン)が用いられており、通常使用されている一般冷媒用機材ではその圧力に耐えきれず、破裂事故やフロン冷媒の漏洩事故に繋がってしまう、フロン排出抑制法等の関係法令に抵触してしまう恐れがある。

また、計量法改正により、品質の不確かさを保証するためには、国際基準に準拠した測定器やセンサーを使用し、JCSS(※)トレーサビリティへの対応が求められている。

本事業の実施にあたり、当社では超高压フロン回収機とJCSSに則った標準測定器を導入し、“フロン排出抑制法を遵守した修理”と“計量法を満たした品質保証”の二点を確立するメンテナンスサービスの開発を進めていった。

※JCSS(Japan Calibration Service System)※

計量法に基づく国家計量標準(特定標準器等と呼ぶ)へのトレーサビリティが確保され、かつISO/IEC 17025に基づいたマネジメントシステム能力と技術的要件を満たす校正事業者への登録・認定が実施されている。これをJCSSと称している。

結果



「迅速」「的確」「丁寧」をモットーに、温湿度環境を作り出す。

超低温冷凍機を導入しているメーカーに 新たなメンテナンスサービスで協力

本事業の実施により得られた成果としては、①超高压フロン(超低温冷媒)回収機器一式の作業手順書の作成、②温度校正機器一式の動作試験の実施…が挙げられる。

当社が取り扱っている超低温冷凍機には数種類の冷媒が混合しており、冷凍能力を保持するためには、決められた混合比を維持する必要がある。本事業により超高压フロン回収機を導入したことにより、特殊超低温冷凍機等をメンテナンスする際に、フロン排出抑制法等の関係法令を遵守したメンテナンス作業が可能となった。

また、JCSSに則った標準測定器を導入したことにより、各測定温度点による“不確かさ”を証明できるようになり、計量法トレーサビリティに則った証明が可能となった。

機械製造業・食品製造業・製薬業・衣料品製造業・化学工業等の業界では、品質保証確認や新製品開発のため、多くが環境試験器を使用した超低温冷凍機を導入しており、当社の確立したメンテナンスサービスが、今後多くのメーカー等に活用されることが見込まれる。